

令和5年村上市議会第2回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和5年7月11日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 5 請願第3号 平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する請願
- 第 6 請願第4号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引上げ全ての人に物価給付金の支給を求める請願
- 第 7 報第 3号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 4号 村上市蒲萄スキー場特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 5号 村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報第 6号 村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
報第 7号 村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告について
報第 8号 村上市下水道事業会計予算繰越の報告について
報第 9号 村上市下水道事業会計事故繰越しの報告について
- 第 8 議第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議第54号 村上市農業委員会委員の任命について
議第55号 村上市農業委員会委員の任命について
議第56号 村上市農業委員会委員の任命について
議第57号 村上市農業委員会委員の任命について
議第58号 村上市農業委員会委員の任命について
議第59号 村上市農業委員会委員の任命について
議第60号 村上市農業委員会委員の任命について
議第61号 村上市農業委員会委員の任命について
議第62号 村上市農業委員会委員の任命について
議第63号 村上市農業委員会委員の任命について
議第64号 村上市農業委員会委員の任命について
議第65号 村上市農業委員会委員の任命について
議第66号 村上市農業委員会委員の任命について

- 議第67号 村上市農業委員会委員の任命について
 議第68号 村上市農業委員会委員の任命について
 議第69号 村上市農業委員会委員の任命について
 議第70号 村上市農業委員会委員の任命について
 議第71号 村上市農業委員会委員の任命について
 議第72号 村上市農業委員会委員の任命について
 議第73号 村上市農業委員会委員の任命について
 第10 議第74号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について
 議第75号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第76号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
 議第77号 防災行政無線（同報系）設備更新工事の工事請負契約の締結について
 議第78号 村上市消防本部庁舎高圧受変電設備及び非常用発動発電設備更新整備工事の
 工事請負契約の締結について
 第11 議第79号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
 改正する条例制定について
 議第80号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
 める条例の一部を改正する条例制定について
 第12 議第81号 市道路線の認定について
 第13 議第82号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第3号）

○本日の会議に付した事件
 議事日程に同じ

○出席議員（19名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	7番	本間善和君
8番	鈴木好彦君	9番	稲葉久美子君
10番	鈴木一之君	11番	渡辺昌君
12番	尾形修平君	13番	鈴木いせ子君
14番	川村敏晴君	17番	木村貞雄君
18番	長谷川孝君	19番	佐藤重陽君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君

22番 三田敏秋君

○欠席議員（1名）

6番 河村幸雄君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
政策監	須賀光利君
総務課長	東海林豊君
財政課長	長谷部俊一君
企画戦略課長	大滝敏文君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	永田満君
環境課長	阿部正昭君
保健医療課長	押切和美君
介護高齢課長	大滝きくみ君
福祉課長	太田秀哉君
こども課長	山田昌実君
農林水産課長	小川良和君
地域経済振興課長	富樫充君
観光課長	田中章穂君
建設課長	須貝民雄君
都市計画課参事	小野道康君
上下水道課長	稲垣秀和君
会計管理者	菅原明君
農業委員会事務局長	高橋雄大君
選管・監査事務局長	木村俊彦君
消防長	田中一栄君
学校教育課長	小川智也君

生涯学習課長	平	山	祐	子	君
荒川支所長	平	田	智	枝	子
神林支所長	瀬	賀		豪	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	大	滝		寿	君

○事務局職員出席者

事務局長	内	山	治	夫
事務局次長	鈴	木		涉
書記	中	山		航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。欠席の者1名で、河村幸雄君からは葬儀のため欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから令和5年第2回定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、7番、本間善和君、19番、佐藤重陽君を指名いたします。ご了承をお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る7月4日、議会運営委員会を開き、ご協議いただきました結果、今定例会の会期はお手元に配付の会期日程（案）のとおり、本日から18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から7月28日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私から議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任についてご報告を申し上げます。皆様既にご承知のとおり、川崎健二君につきましては、6月16日付で議員の辞職願が提出され、同日、地方自治法第126条ただし書の規定により許可いたしましたので、会議規則第147条第2項で準用する同規則第146条第3項の規定により報告を申し上げます。

また、菅井晋一君からは6月20日付で議会運営委員、高速交通等対策特別委員及び議会改革調査特別委員の辞任願が提出され、同日、委員会条例第14条の規定により許可いたしましたので、同条例第8条第3項の規定により報告をいたします。

これによって委員会に欠員が生じたところでございますが、お手元に配付の資料のとおり、議会運営委員には鈴木いせ子さん、本間善和君を、高速交通等対策特別委員には長谷川孝君、高田晃君を、議会改革調査特別委員には河村幸雄君、木村貞雄君を委員会条例第8条第1項ただし書の規定

により、それぞれ6月22日付で選任をいたしましたので、同条例第8条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

また、議会運営委員会については、副委員長が辞任したことにより、6月27日に副委員長の互選が行われました。その結果、副委員長に鈴木いせ子さんが就任されましたので、申し添えておきます。

次に、理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、7月8日からの大雨による被害の状況についてご報告申し上げます。市内では、7月8日の朝から大雨が降り続き、午後1時6分、新潟地方気象台より大雨警報と洪水警報が発表され、防災計画に基づく注意配備監視体制に移行をいたしました。午後3時30分現在の気象台からの情報では、今後の降り方によっては避難指示レベル4への移行も考えられるとのことから、午後4時30分、朝日地域に自主避難所を開設したところであります。その後、洪水警報は午後6時45分に解除、大雨警報は翌日9日午前2時1分に解除され、土砂災害の危険性も低くなったことから、9日午前7時30分をもって自主避難所を閉鎖をいたしました。被害状況についてであります。雨が小康状態となった9日朝からパトロールを実施し、市内全域の確認を行ったところであります。人的被害や住家等の被害は確認されておりませんが、配付資料のとおり市道や林道ののり面崩落、農地への土砂流出等の被害が発生しておりますので、早期の復旧に努めることといたしております。また、今後も明日12日頃まで大気的不安定な状況が続きますので、引き続き警戒態勢を維持することといたしております。市民の皆様には今後の気象情報に十分注意いただきますとともに、いま一度災害への備えの確認をお願いいたします。

次に、教育委員会における就学援助費の未支給事案についてご報告いたします。事案の詳細につきましては教育長に報告をいたさせますが、このたびご迷惑をおかけをいたしました皆様には深くおわびを申し上げますとともに、今後同様の事案が発生しないよう、全ての事務事業に対し、改めてダブルチェックの徹底を指示いたしましたところであります。

次に、令和4年8月3日からの大雨による災害についてご報告いたします。初めに、避難指示の解除についてであります。梨木集落の1世帯につきまして、住宅に隣接するのり面の補強工事が完了したことから、5月26日、避難指示を解除いたしました。避難指示を継続している小岩内集落については、出水期の状況を見極めた上で判断することといたしておりますので、対象となる皆様におかれましては、引き続きご苦勞をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、あらかわ保育園、保内学童保育所の再開についてであります。あらかわ保育園の災害復旧工事につきましては、資材納期の遅れにより、6月末を工期として作業を進めてまいりましたが、

現場での工事が完了した箇所から部分的に使用を開始することとし、ゼロ歳児から2歳児及び一時預かり事業については4月1日から、3歳児から5歳児については6月5日から、子育て支援センター事業については6月12日から、それぞれ再開をいたしました。また、保内学童保育所の災害復旧工事につきましても現場での作業を完了したことから、5月29日に再開をいたしたところであり、この間、園児や児童、また保護者の皆様には大変ご不便をおかけいたしました。被災前の日常を取り戻すことができ、安堵をいたしているところでもあります。なお、工事が完了したことにより、新たに国庫補助の手続きを行い、今年度末までには交付決定がなされる見込みとなっております。

次に、農地・農業用施設の復旧状況についてであります。災害以後、農地の復旧に当たっては、今年の作付が可能となることを最優先に取り組んできたところではありますが、河川の復旧事業等、他の復旧事業との調整が必要な3.5ヘクタールを除き、作付を行うことができました。この間、早期の復旧に向け、事業者の皆様には多大なご協力をいただいたこと、心より感謝を申し上げる次第であります。

なお、繰越事業となっている農地・農業用施設の災害復旧工事ではありますが、補助事業において、追加工事や事業量の増加が生じている状況にあります。完了した工事から順次国に対し計画変更協議の手続きを行っており、補助認定をいただいた後、改めて国庫補助の追加申請を行うことといたしております。

次に、去る6月1日、富山市の富山国際会議場において、土砂災害防止「全国の集い」が開催され、その中で令和5年度の土砂災害防止功労者として、小岩内区が国土交通大臣表彰を受賞いたしました。国土交通省では、毎年、土砂災害防止月間の行事の一環として、土砂災害防止に関して顕著な功績があった個人、団体を表彰することとしており、昨年8月3日からの大雨による災害に際し、区長をはじめ防災士、消防団の適切な判断と迅速な避難行動により、人的被害を未然に防いだ功績が認められ、団体表彰を受賞することとなったものであります。当時非常に厳しい状況の中、的確な判断と迅速な行動により、一人の人命を失うことなく避難行動を完遂させていただいた関係者の皆様に感謝を申し上げるとともに、改めて敬意を表するものであります。

次に、防災シンポジウムの開催についてご報告いたします。最大震度6強の山形県沖を震源とする地震の発生から4年を迎えた6月18日、震災の記憶を風化させることなく、当時の教訓を未来につなぐことを目的として、令和5年村上市防災シンポジウムを開催をいたしました。さんぼく会館を会場に行われた津波セミナーでは、新潟地方気象台の相川達朗氏の講演に加え、桑川自治会長の本間洋一氏の地元体験談のほか、東日本大震災の語り部であります宮城県東松島市の山縣嘉恵氏より、「3.11あの日の私の避難行動」と題し、体験談をお話をいただきました。また、山北総合体育館では同時に防災イベントが開催され、地震や津波に対する備えや日頃からの心構えについて改めて確認をさせていただく機会とさせていただいたところでもあります。

また、例年8月の最終日曜日に実施をいたしております防災訓練についてであります。今年度は、昨年8月3日から大雨による災害で浸水被害の大きかった荒川地域の荒川中学校をメイン会場に、8月27日に実施する予定といたしております。例年、地震を想定し実施してはりましたが、今年度は昨年の災害を教訓に、同規模の大雨を想定した市内全域での避難訓練を実施する予定といたしております。近年、気候変動の影響などにより、全国各地で台風や豪雨による災害が頻発化・激甚化しております。今年も梅雨前線が活発な動きを見せる中、西日本を中心に甚大な被害をもたらす降雨災害に見舞われています。本市においても、これから本格的な出水期を迎えるに当たり、万全の備えを講じていかなければなりません。市民の皆様には、この防災訓練を機会に改めて防災への取組の必要性や重要性を認識し、地域防災力の向上に努めていただきたいと考えているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況についてご報告いたします。感染者数につきましては、5月8日の5類感染症移行後、全国的には増加傾向にありますが、県内及び村上市内は比較的落ち着いた状況にあります。本市では、現在高齢者、基礎疾患を有する方などを対象とした令和5年春開始接種を行っており、これまでに対象者の約61%の方からご予約をいただいております。これまでも夏の間には一定の感染拡大が生じていること、高齢者や基礎疾患を有する方は重症化リスクが高いことなどから、市民の皆様には引き続き基本的な感染対策の実施と併せ、ワクチンの接種をご検討いただくようお願いいたします。

次に、昨年から引き続き市民生活及び本市の経済活動に大きな影響を及ぼしているエネルギー価格の高騰、物価高騰への対応についてご報告申し上げます。電力、ガス、食品等の価格高騰は、市内事業者や市民生活に依然として大きな影響を及ぼしています。市では、こうした状況に対応するため、市民の皆様への生活支援、市内事業者への事業支援を実施することとし、各種支援金や助成金のほか、市内経済の再生を目的として、プレミアム商品券の発行を予定をいたしております。なお、これに係る経費については、本定例会に関連の予算をご提案させていただいたところであります。

次に、村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業についてご報告いたします。本事業につきましては、令和4年12月28日に経済産業省及び国土交通省から公募占用指針が示され、公募に参加する事業者から公募占用計画の提出を受けておりましたが、このたび6月30日で受付が終了いたしました。公募占用計画を提出した事業者の情報については、選定結果が公表されるまで開示されないこととなっておりますが、現在事業化を検討し、環境影響評価を実施している事業者が8者あることから、同数程度の応募があったのではないかと考えているところであります。今後は、経済産業省及び国土交通省において提出された計画の審査、評価が行われ、早ければ令和5年12月、遅くとも令和6年3月には選定結果が公表されることとなっております。

次に、道の駅朝日のリニューアル計画についてご報告いたします。令和9年度のリニューアルオ

ープンを目指している道の駅朝日ではありますが、このたび基本設計の概要がまとまりましたので、ご報告いたします。主な内容であります。建物は市産材を使用した木造平家建てとしており、物産販売棟、食堂棟、中央に雁木広場を設け、お客様を中央の園地、その奥の既存施設へと人の流れをつくり出すレイアウトとなっております。また、建物のコンセプトは、本市が目指すサステナブルな地域社会を具体的に提案することとして、使用するエネルギーを可能な限り再生可能エネルギーとし、地中熱や太陽光による発電設備を計画するほか、有事の際、市民や道路利用者の避難場所等の機能を有する蓄電設備、発電設備を組み合わせた多様な機能を提供できる道の駅として整備することとしているところであります。また、現在の食堂、物産会館、農産物直売所については、6月にサウンディング型市場調査を実施し、2事業者よりご提案をいただきました。いただいた提案を参考に、道の駅全体の構想に生かしていきたいと考えているところであります。

次に、全国スケートボード施設連絡協議会総会の開催についてご報告いたします。昨年11月に設立をいたしました全国スケートボード施設連絡協議会の本年度の総会を去る6月29日に全国町村会館で開催いたしましたところであります。当日は、本協議会を構成する全国16の自治体の首長等と協議会顧問にご委嘱申し上げましたスケートボード競技を応援する議員の会の会長、櫻田義孝衆議院議員をはじめとした国会議員の皆様にご参加をいただいたところであります。総会では、一般社団法人ワールドスケートジャパンの専務理事からスケートボード競技の現状についてお話をいただいたところであります。その中で、本協議会において、スケートボード界における標準的なルールづくりに取り組むべきであるのご提言をいただき、我が国における先導的な役割を担っていくこととして、構成自治体で確認させていただいたところであります。協議会では、今後関係機関と連携し、スケートボード施設が抱えている各種の課題解決に向けた活動や普及・発展に向けての情報発信、施設の利活用などを推進し、地域振興に寄与していく取組を進めていくことといたしております。

令和5年6月4日に告示されました村上市長選挙において市民の皆様からご信任を賜り、引き続き市長の重責を担わせていただくこととなりました。改めて責任の重さを真摯に受け止め、市勢発展のため、8年間進めてまいりましたまちづくりの礎を基に、本市の魅力と行政力をさらに向上させるとともに、真に市民のための市政を貫いていくと強く決意をいたしているところであります。これまで2期8年の市政運営において、人口減少対策、少子高齢化対策、福祉の充実、教育環境の整備、地域経済対策、農林水産業、商工業を中心とした各産業対策といった幅広い政策をその時々ニーズと要請に応じて効果的に進めてまいりました。多くの分野で大きな効果を発揮してきたと考えているところであります。子育て環境、全ての世代の福祉の増進、障がい者施策、学校教育環境、生涯を通じた学習環境、農林水産業を基幹産業とする地域経済活動をはじめ、市民生活の全ての分野において、豊かさや幸せを感じてもらえる、誇りを持ってここで暮らしていきたいと決心していただける、そうしたまちの創造に着実に近づいていると感じているところであります。

現在、村上市は平成20年の合併から第3次となる村上市総合計画の2年目にあり、人口減少への

対策、持続するまちづくりを推進する戦略として平成27年に策定した村上市総合戦略は令和3年に第2期の改定を行い、本年は第2期村上市総合戦略の3年目に当たります。村上市総合計画の5つの政策目標、子育てと健康のまち、豊かで安心なまち、魅力ある賑わいのまち、人が輝く郷育のまち、多様性が広がるまちを確実に実現、達成することにより、本市の行政力をこれまで以上に向上させ、持続するまちであり続けるため、最大限の力を注ぐ所存であります。

そうした中、本市は3年を超えるコロナ禍にあって、昨年8月には56年前の羽越水害に匹敵する豪雨災害により市内全域が甚大な被害に見舞われ、昨年12月の豪雪災害では市内各所で降雪による倒木などによって一時集落を孤立させるなど、市民生活に甚大な被害をもたらし、本市の道路や河川、ライフラインといったインフラが大きく被災をいたしました。まずは、昨年の災害からの完全な復旧と復興を最優先に市政運営を進めなければなりません。その上で、3年を超えるコロナ禍によって疲弊した市内経済を確実に再生しなければなりません。今年、令和5年度において、本市は災害からの復旧・復興に向けた取組を本格化させています。国・県をはじめとした関係機関、地元関係業界の皆様には、改めてこれまでのご支援、ご協力に感謝申し上げますとともに、完全な復旧・復興を成し遂げるため、引き続きのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上のとおり、市民の安心で安全な暮らしを守ることを最優先に全力で市政運営に当たり、将来にわたって持続し続けるまちであり続けるための市政運営、そして一人一人が幸せを実感できる私たちの愛する村上市の創造に取り組んでまいり所存でありますので、市民の皆様並びに議員各位の格段のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

最後に、令和5年度第1回定例会でご報告申し上げた後の各報告事項につきましては、配付資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物火災が6件、車両・その他火災が2件で、合計8件であります。

寄附の申出につきましては、配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和5年2月から4月の間に3,004件、4,464万9,531円の申込みを受けることができました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おはようございます。それでは、私のほうから就学援助費の未支給事案についてご報告いたします。

令和4年度の就学援助費のうち、オンライン学習通信費について、事務処理の誤りにより、一部の支給対象世帯に対して未支給であったことが判明いたしました。6月27日、対象世帯から令和5年度の申請に係る問合せがあり、過去の申請書類を確認した際に未支給であることが判明したものであります。全件を調査したところ、未支給となっていたのは78件、1件当たり1万4,000円で、総

額は109万2,000円であります。対象世帯の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げますとともに、速やかに未支給額の追加支給を行ったところであります。原因は、事務を執行する際のチェック体制の不備によるものであります。対象事務について、再発防止策を講じるとともに、改めて事務処理の再確認を指示したところであります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） おはようございます。最後の教育長の報告の中の就学援助費の関係なのですが、全員協議会でも説明いただいたのですが、全員協議会の場でちょっと聞き漏らしたところが二、三点ありますので、確認させていただきたいと思います。

事前の全員協議会に対する開催通知のところだったと思うのですが、ちょっと心配しているのですが、担当の職員に対する処分、厳正に対応するみたいな文言があって、非常に私も心配しているのですが、その辺の見通しというか、今から見通しというのもおかしいと思いますけれども、その辺、処分ということを考えていらっしゃるのかどうなのか、その辺、あと、とすれば見通しとかスケジュール的なものとかをもし現時点で分かれば。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 職員の処分についてなのですが、職員の懲戒の基準に従いまして厳正に処分するという意味合いで、通知の中にはそういう文章、文言を入れさせていただきました。先日、審査委員会が開かれましたので、順次決定されていく流れになっていきます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 審査委員会、厳正に、当然基準に沿ってということですので、教育長、それから学校教育課長がどうこうという話ではないと思うのですが、全員協議会で今回の事案が出た経過、原因を確認しましたけれども、やはりそれは組織的なミスだと思いますので、ミスというか、今までのやり方を踏襲して、たまたまヒューマンエラーが起こったと。もちろんヒューマンエラーが起こってはいけないわけですが、故意に何かをやったとか、重大な過失を起こしたということでは恐らくなくて、今までの学校教育課の就学援助の支給決定の事務の流れどおりにやって、ダブルチェックが働かなくて、こういう事態になったということですので、やはりこれは個人的な職員の責任を求める、追及するのは非常に私は酷ではないかなという気がいたしますので、なかなか難しいかもしれませんが、その辺ぜひご配慮をいただいて、寛大なご措置をお願いできればありがたいと思いますけれども、この場でなかなかご回答というのは難しいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 市民の皆様には多大なご迷惑をおかけしている、それが我々が執行しておる事

務の過程において発生しているわけでありますから、これは徹底的にその原因を追及し、それが再び起こらないことにする、これは非常に大切でありますので、これまでもそういう姿勢で取り組んでまいりました。その中で、懲戒審査委員会の懲戒処分の基準がありますので、そこに照らして、前例も積み上がっております。判例もあるわけでありますので、その中でしっかりとした体制に戻していくという作業の過程でありますので、その辺のところは当然組織も含めて今回の場合については対象になっているわけでありますから、そういった意味において、そこに何らかの形で、決して個人の責任ではないだろうという、そういう意図を持って対応するというのは私はいかかなものかなというふうに思っております。これは、市民に対するしっかりとした姿勢を示すことは大切なことでもありますので、それにのっとりこれから事務を進めていく、これが村上市の今の姿勢であります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 当然市民に対する責任というのは大事だと思いますが、職員個人としてもこれから長い市役所の職員としての人生あるわけですので、希望を持って、その辺しっかりとやりがいを持って仕事に携われると、非常に納得感のあるぜひ処分になっていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。最後は、質問というよりもお願いということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 11番、渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） お願いします。6月28日に大須戸集落で起きました火災についてお聞かせください。

この日、自分のスマホには、午前7時49分の時間で、村上市メールマガジンですか、入っていたのです。その後国道7号を、多分分署の消防車だと思うのですけれども、走ってきました。それで、そのうちに火災発生の自動音声の防災行政無線が鳴ると思っていたのですけれども、鳴らないまま、自分の感覚ではその後15分、20分ぐらいたってから、いわゆる自動音声でない、マイクを使った放送、直接火災の発生のお知らせがありました。あまり防災無線鳴らない、今鳴る範囲が地区ごとですか、なっているのです、以前ほどではないのですけれども、今回この火災に当たって防災無線が鳴らなかった理由、把握されていたら教えてください。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（田中一栄君） 今ほどの件は事実でございます。本来であれば自動で流すことができますのですが、それが防災行政無線の不具合ということで流れず、手動で試みたのですが、それも流れませんでした。それで、最後の手段としまして危機管理室のほうに電話しまして、本庁のほうから放送を流してもらったという形でございます。現在、富士通と藤島無線工業のほうでパソコンのログを持ち帰りまして、原因調査をしている最中でございます。早期復旧するように努めます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） すみません。私のほうからも補足させていただきます。

今消防長申し上げたように、そのときに機械の不具合があったのは事実でございます。その原因については現在調べておりますが、その後、その日のうちにまた別な回線を使ってということで改修が、今対応はできておまして、今は通常に放送ができるような体制に今戻してございますので、補足させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 通常であれば、自動音声の防災無線鳴るとすぐ近隣の消防団の方は出動するのですが、今回それが結局その後の生の放送によって出動になったわけで、その間かなりの時間空いたように感じます。今回も火災現場見ましたけれども、築60年ぐらいのかなり古い木造ですので、燃えやすいというようなことはあったのでしょうかけれども、ニュース等で全焼なんていうニュース見ても、ほとんど屋根とか壁残っているのですが、今回は本当に柱だけ残っている状態でありまして、隣の家も熱でサッシのガラスが細かいひびが入っているような状態でありました。これが通常のように防災無線が鳴って、早期に対策、出動をして初期消火に努めれば、状況はかなり違ったのかなという印象を受けましたけれども、防災無線が鳴らなかったことによる影響というのはどのように考えていますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（田中一栄君） 実際、出動が遅くなったことにより、程度は変わることは事実でございます。ただし、今回の件に関しましても、消防団のほうには別系統でメールマガジン通しまして出動要請もかけておりますし、うちの出動に関しましても迅速出動しておりますので、その辺に関しましてはあまり変わらないかなとは思っております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 今回その火事の後、地元の方に話聞いたところによりますと、自分も初めて知ったのですが、今は火災の発生と同時に防災無線でどこで火災が起きているというか、連絡あるもの、それを前提にして、昔と違って集落のサイレンって鳴らさないのだそうです。今回市の防災無線鳴らない、それで結局そういう消防団の取決めで集落のサイレンも鳴らさないということで、実際火事が起きている集落の方が自分のところの集落で火事が発生していることに気づかなかったのだそうです。そういう意味で、あとは消防団の方が勤めに出ている時間帯でありますので、地元にとりだけの消防団の方が残っていたかどうかというのも大きな問題ありますし、これは今回火災があった集落だけの問題ではなくて、ほとんどの地域、集落に関係する問題でありますので、各集落、地区に結成されています自主防災会であるとか、今力を入れている防災士の育成とかにも、そういう研修の場で例えばそういう日中の火災に対してどういう、消防団だけでなく、地域が対

応するか、そういうことを議題に話し合う場があってもいいのかと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（田中一栄君） やっぱり一人一人防災意識の高揚に努めますよう、私たちも講習等を行いまして、防災意識の高揚につなげてまいります。

以上です。

○11番（渡辺 昌君） よろしくお祈いします。終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則の規定により、請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 請願第3号 平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大増税に反対する請願

○議長（三田敏秋君） 日程第5、請願第3号 平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大増税に反対する請願を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

9番、稲葉久美子さん。

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番（稲葉久美子君） おはようございます。請願第3号 平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大増税に反対する請願の補足説明をさせていただきます。

安保3文書では日米のさらなる強化が強調され、日米の軍事力の抜本的強化が米国の能力のより効果的な発揮にもつながり、日米同盟の抑止力、対処力を一層強化する、国家防衛戦略と述べています。2015年の安保法制の制定で日米の軍事的一体化はかつてなく深まりましたが、それをさらに深化させるのが最大の狙いです。今、日本がすべきこととできることは、米中の覇権争いに巻き込まれないことです。アメリカに追随して中国と軍事的に対抗していくのは、日本経済と国民生活を破綻させ、最悪の場合、日本を戦場にする亡国の道です。日本がやるべきなのは、米中の関係に対立、対抗から協力、協調に変えていく外交です。東南アジア諸国連合、ASEANは、誠実な仲介

者になって米中が対話と協力の関係になることを促していくと、戦争を起こさせない方向を明確に打ち出しています。日本がASEANと力を合わせて憲法9条を生かした平和外交をやるようになれば、米中両国に対して大きな影響力を及ぼすことができます。今は、戦争をあおるのではなく、戦後制定された憲法9条を生かした平和外交を進めること、軍事費を大幅に増やすことはやめ、命と生活を守ることです。平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する請願を審議してくださいよう皆様をお願いいたしまして補足説明といたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第3号については、会議規則の規定により、請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 請願第4号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引上げ全ての人に物価給付金の支給を求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第6、請願第4号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引上げ全ての人に物価給付金の支給を求める請願を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

1番、上村正朗君。

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） 皆さん、おはようございます。議員番号1番の上村です。請願第4号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引上げ全ての人に物価給付金の支給を求める請願につきまして、紹介議員として若干の補足説明をさせていただきます。

政府は、2013年から2015年にかけて生活保護の生活扶助基準を平均6.5%、最大で10%引き下げ、年間総額670億円を削減しました。この引下げは物価下落を理由としたものですが、異常な物価高だった2008年を基準として物価下落幅を算出したこと及び生活保護世帯がほとんど買うことがないパソコンやテレビなどの商品の価格下落まで考慮に入れたことなど、大変な問題が多いものでした。この間の地方裁判所レベルでの判決では、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性がなければ、基準の変更は違法との判断が相次いでいます。全国29地方裁判所で訴訟が提起され、判決が出た21件のうち11件で原告勝訴の判決が出されています。とりわけ昨年5月の熊本地裁判決以降は、10勝2敗と原告勝訴の流れが確立しつつあります。生活保護基準は、就学援助や住民税など様々な制度の土台となっており、その在り方は生活保護を利用していない多くの国民にも影響を及ぼします。政府は、原告勝訴を言い渡した地裁判決の内容を深く理解し、生活保護利用者の暮らしを守るため、引下げ以前の生活保護基準に戻すべきであると考えます。また、物価高

騰に係る給付金の支給については、この間、同趣旨の給付金が支給されていますが、住民税非課税の方など対象者を限定していることから、物価高騰の影響を被っている全ての国民に対して給付金の支給を求めるものであります。議員各位におかれましては、本請願の趣旨をお酌み取りいただき、何とぞ賛成賜りますようお願い申し上げます、紹介議員としての補足説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第4号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第7 報第3号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第4号 村上市蒲萄スキー場特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第5号 村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報第6号 村上市上水道事業会計予算繰越の報告について

報第7号 村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告について

報第8号 村上市下水道事業会計予算繰越の報告について

報第9号 村上市下水道事業会計事故繰越しの報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、報第3号から報第9号の7議案は、繰越明許費、予算繰越及び事故繰越しの報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第3号から報第9号までの7議案につきまして、一括してご報告申し上げます。

初めに、報第3号及び報第4号は、村上市一般会計及び村上市蒲萄スキー場特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。令和5年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。内容につきましては、報第3号は8月3日からの大雨に係る災害復旧費など36件に関するもの、報第4号は8月3日からの大雨に係る蒲萄スキー場の災害復旧に関するものであります。

次に、報第5号は、村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。令和5年度に繰り越すこととなった事業の繰越額について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。内容につきましては、第3款民生費

の老人介護施設経費など7件に関するものであります。

次に、報第6号から報第9号までの4議案は、いずれも公営企業会計の予算繰越についてであります。令和5年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、報第6号から報第8号は地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額を、報第9号は同条第2項ただし書の規定による事故繰越額を、それぞれ同条第3項の規定によりご報告するものであります。初めに、報第6号は、村上市上水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第1款資本的支出の改良事業費において、平林地内の水管橋架設工事等で繰越しが生じたほか、災害復旧費においては、川部浄水場及び春木山大沢川水管橋の復旧工事を繰越しするものであります。

次に、報第7号は、村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第1款資本的支出の災害復旧費において、高根浄水場の取水施設等の復旧工事を繰越しするものであります。

次に、報第8号は、村上市下水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第1款資本的支出の建設改良費において、村上浄化センター改築更新事業など3事業を繰越し、災害復旧費においては、荒川浄化センター及び羽ヶ榎中継ポンプ場等の復旧工事を繰越しするものであります。

次に、報第9号は、村上市下水道事業会計事故繰越しの報告についてであります。内容につきましては、第1款下水道事業費用の営業費用において、村上浄化センター及び平林浄化センターの機械設備工事を繰越しするものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、一般会計の繰越しのほうでちょっとお伺いしたいと思います。

繰越しの、なければ一番いいことなのですけれども、やむを得ず繰越しになったということで、繰越しの理由というのが、説明書を読みますと、やはり8月の3日の災害復旧優先したためという格好で、これは非常にやむを得ないことだと思えます。そういうことからいっても、令和5年度に多額の繰越しが来てしまったということで、現在労働者不足とか半導体不足というのは、もう4月に入って4か月過ぎているわけですが、どういう状況になっているのか、その辺のところ、どなたでもいいですが、令和5年度に繰り越して、また令和6年度に繰り越さなければならないということがないように私は懸念して質問するわけですが、どなたでも結構でございます。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 今ほど議員ご指摘の半導体不足、それから労働力、そういったところについては、やはりご心配のとおり、まだ半導体につきましては、一部明るい話も聞こえてはきておりますが、依然不透明なところがございます。また、労働力不足の点につきましては、今繰越予

算も多額になっております。市内業者でなかなか追いついていかないというところも聞こえてきておりますので、総体的な業務量に対して労働力が追いついていかないという部分がございますので、これについてはやはり少し業務量を調整しながらということで今対応してございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。手挙げてね。

○7番（本間善和君） はい。もう一点お願いします。

報告の第8号の下水道事業の関係でちょっと1点だけ気になったので、質問させてもらいますが、特定環境保全公共下水道、予算に対して約半分の8,000万円の残金が出たという格好で、説明書では朝日地区のマンホールポンプの取替え工事において半導体不足により機器の製作、調達に遅れが生じましたと。これも半導体という格好で、一般会計同様、材料の入らなかったという格好での理由は分かるのですけれども、この不用額の8,000万円というのは、ちょっと予算額に対して大きいのではないかと、半分を占めているものですから。その辺の理由がいかかなものではないかと思ひまして、教えていただきたいと思ひます。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） 繰越しの工事については、説明書のとおりでございます。そして、不用額についてなのですけれども、8,000万円ほどあるのですけれども、この理由なのですけれども、県道の改良工事に伴う下水道の移設工事があったけれども、事業の進捗によって移設の必要がなくなったということで、金額が大きなものになっているものでございます。

○7番（本間善和君） 了解しました。分かりました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第53号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の推薦につきまして議会のご意見を求めるものであります。本市区域に法務大臣から委嘱されております人権擁護委員のうち、令和6年3月31日をもって任期満了となります伊藤えり子氏について、適任と考え、引き続き推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第53号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9 議第54号 村上市農業委員会委員の任命について
議第55号 村上市農業委員会委員の任命について
議第56号 村上市農業委員会委員の任命について
議第57号 村上市農業委員会委員の任命について
議第58号 村上市農業委員会委員の任命について
議第59号 村上市農業委員会委員の任命について
議第60号 村上市農業委員会委員の任命について
議第61号 村上市農業委員会委員の任命について
議第62号 村上市農業委員会委員の任命について
議第63号 村上市農業委員会委員の任命について
議第64号 村上市農業委員会委員の任命について
議第65号 村上市農業委員会委員の任命について

議第66号 村上市農業委員会委員の任命について
議第67号 村上市農業委員会委員の任命について
議第68号 村上市農業委員会委員の任命について
議第69号 村上市農業委員会委員の任命について
議第70号 村上市農業委員会委員の任命について
議第71号 村上市農業委員会委員の任命について
議第72号 村上市農業委員会委員の任命について
議第73号 村上市農業委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第54号から議第73号までの20議案は、いずれも村上市農業委員会委員の任命についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第54号から議第73号までの20議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第54号ほか19件につきましては、村上市農業委員会委員の20人が令和5年7月31日をもって任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会のご同意を求めらるるものであります。

具体的には、議第54号においては富樫あゆみ氏を、議第55号においては大野章氏を、議第56号においては稲葉浩之氏を、議第57号においては佐藤裕介氏を、議第58号においては石山章氏を、議第59号においては阿部正一氏を、議第60号においては高橋大亮氏を、議第61号においては板垣栄一氏を、議第62号においては遠山和孝氏を、議第63号においては遠藤俊樹氏を、議第64号においては大倉毅氏を、議第65号においては船山寛氏を、議第66号においては島田幸男氏を、議第67号においては田村昭一氏を、議第68号においては佐藤健吉氏を、議第69号においては佐藤昌夫氏を、議第70号においては富樫与志栄氏を、議第71号においては菅原隆雄氏を、議第72号においては加藤孝平氏を、議第73号においては斎藤博氏をそれぞれ適任と考え、委員定数である20人を任命するものであります。

20人の委員のうち、議第54号の富樫あゆみ氏、議第60号の高橋大亮氏、議第62号の遠山和孝氏、議第66号の島田幸男氏、議第67号の田村昭一氏の5人の委員につきましては新たに任命するものであり、その他の15人の委員につきましては引き続き任命するものであります。

なお、略歴につきましては添付資料のとおりであり、任期につきましては3年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いなくて直ちにボタン式投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いなくて順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第54号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第54号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第55号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第55号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第56号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第56号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第57号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第57号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第58号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第58号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第59号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第59号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第60号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第60号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第61号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第61号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第62号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第62号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第63号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第63号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第64号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第64号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第65号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第65号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第66号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第66号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第67号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第67号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第68号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第68号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第69号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第69号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第70号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第70号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第71号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第71号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第72号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第72号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

最後に、議第73号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第73号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第10 議第74号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について

議第75号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第76号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議第77号 防災行政無線（同報系）設備更新工事の工事請負契約の締結について

議第78号 村上市消防本部庁舎高圧受変電設備及び非常用発動発電設備更新整備工事の工事請負契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第74号から議第78号までの5議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第74号から議第78号までの5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第74号は村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定についてであります。本案は、市民の利便性向上と行政運営の簡素化及び効率化を目的として、本年10月から電子申請システムの運用を開始することに伴い、法令において書面で行うこととされている行政手続をオンラインでも行うことができるようにするため、条例を制定するものであります。

次に、議第75号は村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、生活保護法に準じて保護を受けている外国人がマイナンバーカードにより医療機関を受診した場合にオンラインでの資格確認が可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、マイナンバーの独自利用について所要の

改正を行うものであります。

次に、議第76号は村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年2月21日に公布されたことに伴い、急速充電設備について火災予防上必要な措置の見直しを図るとともに、喫煙所における標識の規格を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議第77号は防災行政無線（同報系）設備更新工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会のご議決を求めるものであります。本工事は、合併時に統合し、老朽化している防災行政無線の親局設備、中継局設備、再送信子局設備、屋外拡声子局設備を更新し、併せて神林、朝日、山北地域の告知端末に代わる防災タブレットを整備するものであります。本工事に関する契約につきましては、現在使用している防災行政無線のメーカーである三菱電機株式会社から事業譲渡を受けた星菱電機株式会社の県内唯一の代理店である藤島無線工業株式会社と随意契約により10億3,403万7,400円で契約しようとするもので、令和5年5月24日に仮契約を締結したものであります。

次に、議第78号は村上市消防本部庁舎高圧受変電設備及び非常用発動発電設備更新整備工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会のご議決を求めるものであります。本工事は、消防本部庁舎の災害拠点としての機能強化を図るため、平成9年設置の高圧受変電設備及び非常用発動発電設備を更新するもので、浸水対策のため設備を屋上に設置するとともに、非常用発動発電設備の無給油稼働時間を現在の6時間から34時間となるよう改修するものであります。入札に当たりましては、令和5年5月24日に一般競争入札を執行し、株式会社吉村電工と契約金額1億2,775万6,962円で仮契約を締結したものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 議長、1つ、あれですけども、議案に対して3問でしたよね。それでは最初に、議第77号についてちょっとお伺いしたいと思います。

議第77号、防災行政無線の更新ということで、私もこれは古くなったやつを更新しなければならぬ時期に来ているのだなという格好で非常に理解しております。それで、今回10億円からの契約金額、随意契約という格好で記載されて、理由についてもここに記載されておりますが、工事内容について、私は新規で入れる防災タブレット、8,000台という格好で、非常にこのところが気になるのですけれども。やはり今まで、防災タブレットではないのですけれども、学校教育でもタブレットなんかは大量に入れて整備してきたわけですから、できれば地元の業者のことをどんどん使ったりして、入札にも今までの前例だと結構入っていたという格好になっております。できれば、

このタブレットというのは親局とか、今までやっていた、ある中継局とかというシステムとは全く関係ないものですから、新規なものですから、タブレット自体はこの予算の中の発注から別途発注してもいいのではないかと私は考えを持っていたのですけれども、その辺のところの見解はいかがですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 議員おっしゃるとおり非常に金額も大きい契約額となっておりますので、私どもも当初、そういう学校のタブレットを実際そういう形で導入した事例もございます。ただ、今回のタブレットにつきましては、通常、例えば学校のタブレットであると市販のタブレットを購入して、そこに汎用のアプリとかソフトをインストールして、設定して、納入してくださいというようなことになるのですが、今回は防災専用のタブレットということで、今議員、親局だとか、防災無線の設備と関係ないのではないかとというようなことをおっしゃいましたけれども、それとの連動ということになりますので、その設定とかその連動の部分というのが結局非常に重要になりまして、そこをできるというのが市内の業者ではなかなか対応できないということで、私どもも分割を検討したのですが、やはりここでないともうできないということで、今回このような形で入札を行ったということでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 業者との検討はちょっと聞いていませんので、私素人として考えたときそんなふうに感じたものですから。

それから、もう一点、これに関連した、防災行政無線に関連した質問ですけれども、再送信子局という、今まで聞いたことなかったのですけれども、これ荒川支所と村上市役所に2か所、これは新設ですよ。どういう仕組みで、どういう目的で設置するものなのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 現在の防災無線が、例えば荒川の山沿いとか村上地域の山辺里方面、やはり山沿いなのですが、電波の入りが非常に悪い状況なのです。電波の拾えないところにつきましては、各家庭にアンテナをつけたりして対応してきているのですが、その部分の解消を図るということで、新たに本庁の村上市役所の局と荒川のほうからそちらに向けて再度電波を送ってやって、そういうのを解消するという意味で、そういう目的で今回新設するというところでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） これに関する最後の質問ですけれども、今回屋外の子局というのはですか、スピーカーの増設という格好で書いてありますけれども、これは現在のもうついている屋外の広報施設のほかに新設するという考え方ですか。もし新設だったら、どの箇所にもどのぐらいの数つくのか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 屋外子局につきましては、バッテリー持っているのですが、主にバッ

テリーの交換が1つございます。それと、箇所を新設するというのではなくて、そのスピーカーの数、スピーカーそのものの場所を増やしていくとか、そういうことではございません。

○7番（本間善和君） 分かりました。

議長、3問終わりましたので、次の議案に移っていいですか。

○議長（三田敏秋君） 駄目駄目、一括のあれだから。

2番、菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） よろしくお願ひします。私も議第77号の一者随契という案件であります、一般競争入札という手法を取れなかったのかということなのでありますが、合併後、平成21年にアナログからデジタル化に移行した整備工事がありました。たしか7億円の予算で、一般競争入札で6億円ぐらいで契約したような記憶がありますが、専門的な分野でありますから、その中身のことをちょっと私もよく分からないので、何とも言えないところなのですけれども、このときもやっぱり合併前のものをデジタル化で統合したのですけれども、まだ旧設備が残ったところもあったのかなというふうに記憶しているのですが、そうすると旧のものと新しいものと並行して運用した時期もあったのではないかというふうに思っております。そういう意味で、今回の案件も一般競争入札を取るような手法を取れなかったのか、そういう検討はどのようになされたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 私ども今回の工事については、今議員おっしゃるとおり、全体の更新ではなくて、一部の更新でございます。平成29年ですか、メーカーの違う時期が一時あったのですが、そのときに信号が結局メーカーの違いによって遅れていくというような不具合もございまして、平成29年に統一を図った経緯がございます。このときにも一者随契という形で実際やらせていただきました。今回も全部の設備を更新ということではなくて、金額は大きいのですが部分的な改修になりますので、今までの設備との連動とか調整、当然ございますので、この部分についてはやはり同一のメーカー、それを扱える業者でないとなかなか扱えないということで、随意契約ということの判断をさせていただいたということでございます。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） 相当研究しての結果なのだかなとは思いますが、私はその中身まではちょっと把握できないので、何とも言えないのですけれども、やはりこういう大きな金額で一者随契というのは非常に例がないし、そうならないような仕組みをつくれなかったのかということ非常に危惧するのですけれども、平成21年のように地元企業を入れたJVという一般競争入札で事業を執行できないかということなのですけれども、一者随契にすると貴重な地元企業の技術力活用や育成機会を失うことになりまして、災害時には地元企業による早急な障害状況の把握、地の利を生かした応急対応が必要となると思います。設備維持管理の面からも地元企業をJV構成員とする形

態が望ましいと私は考えますが、何とかそういう手法を取れなかったのか、非常に、もう仮契約してから話ですから、何とも言えないのですけれども、先ほど本間議員からも、全部ではなくて、一部分でも競争入札できないかという、私もそういう疑問を持ちました。タブレットなんてどこにでも、あらゆるメーカーもあると思います。この防災行政無線の仕組みだって全国でやっているわけですから、いろんなものがあると思いますので、やはりそういう競争原理の下で入札は執行するのが本来の姿なのかなというふうに思いますが、先ほどのようにタブレットだけ別にするとか、そういうことは無理だったという話ですけれども、後でその機能をつけるとか、本体だけは購入するとか、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 私どもも今までここに至るまでの過程の中でそういうこともいろいろ検討したのですが、今の形が一番、これが最良ということで判断をさせていただいたということでございます。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） 最良というのはどういう意味の最良かって分からないのですけれども、技術的に不可能なのかどうか。ただ、もっと安くはできるけれども、面倒だとか、そういうふうに取り取られてならないのですけれども、やはり担当者、技術的に簡単だけれども、経費はかかる、随契というのはやっぱりどうしても割高になるのかなというふうに、私そういう先入観があるのかもしれませんが、そういう余地は全くなかったということでしょうか。一般競争入札する余地は全くなかったということでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 私ども検討の中ではそれは難しいということで、今後このタブレットを各地域に配布といいますか、設置をしていくわけですが、その部分については地元の方々をお願いするということで、それはまた別工事になりますので、今後この契約をご議決いただいて、契約が本契約になった以降に地元のほうでそれをお願いするという予定にしております。

○2番（菅井晋一君） ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 同じ議第77号ですけれども、今ほど菅井議員のほうからもありましたように、大本随意契約になりますと、なかなか高額になることは当然予想されますし、今回も災害あったわけですけれども、川部の場合でもやはり地元よりも新潟の水道局の人が来て、全部交代をしておいたという、私現場へ行ったのだけれども、そのようなことから、やはり地元の企業が参加していれば、災害のときもいろいろと有利になる可能性もあるので、その辺は全然考慮しないで、頭から随意契約というような考えでしたのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 機械そのものとなりますと、なかなか地元の事業者、専門的な特殊な設備になりますので、なかなかそこには対応ができないというのが現状でございます。何か不具合があった場合は、今契約を私どもしようとしております県内の唯一の代理店であります事業者がすぐこちらのほうに駆けつけて、対応いただいているという、今現状もそうでございますが、それで対応してございますので、なかなかそういう形で地元の方は特殊な設備には触れないというのが現状でございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 今ほどの答弁だけれども、私らも合併当初この随意契約の関係で私一番違和感あったのは、下水道事業で長岡の緑水工業が入っていたのですけれども、それらについても、神林地区なんか、前の村長生きていたときなののですけれども、地元の北部衛生社でやるというようなことで、はねつけたことがあったのです。その頃もやはりそういった重要な課題で、地元の業者ができないとか何とか、そういう話がありました。この話はこれであれだけれども、それでこの全体的な工事ですけれども、今ほども本間議員のほうからありましたようにタブレットの問題、全体的な全部更新でなくて、今ほどの課長の話にもありましたけれども、全体の計画、現在の計画したのは、市当局で計画を考えたのか、それとも藤島無線工業の、そういった方の打診とか聞きながら計画積み重ねてきたのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今回の更新に当たっては、藤島さんというよりも、私ども設計業者を委託してございますので、その中で、全てを一括で更新となると、当然まだ使えるもの、これまで入ってきた経緯もございますので、そういうことではなくて、これから維持をしていくために今更新が必要な部分、これについて設計をしていただいて、それに基づいて決定をしたということでございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） もう一点お伺いしますけれども、財源のことなのですけれども、当初予算のほうでは市債に入っていますけれども、私どももらった過疎計画のを見ますと、令和5年度には4億7,895万1,000円の計画があるのですけれども、これ2か年の支払いなので、次年度は1億円強余計見積もっているのですけれども、この点についてはどんなものなのですか。財源については。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今回のこの事業実施に当たっては、過疎対策事業債は活用はいたしておりません。今回は緊急防災・減災事業債、これ時限の措置でございますけれども、その起債、これも過疎対策事業債と同様に有利な起債でございます。この起債があるうちにということで活用するというので、その起債を活用するというのでございます。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第74号から議第78号までの5議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11 議第79号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

議第80号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第79号及び議第80号の2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第79号及び議第80号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第79号は村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第80号は村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。いずれも本年4月1日に発足をいたしましたこども家庭庁の設置に係る内閣府令及び関係省令が公布されたこと等により、関係する本市条例につきまして所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第79号及び議第80号の2議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第12 議第81号 市道路線の認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第81号 市道路線の認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第81号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第81号は、市道路線の認定についてであります。本案は、市道認定申請に伴い、道路用地として寄附の申込みを受けた緑町1丁目地内の1路線を新たに認定するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第81号については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議第82号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第82号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第82号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第82号は、令和5年度村上市一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億330万円を追加し、予算の規模を368億3,570万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した電力・ガス・食料品等価格高騰の影響に係る各種支援経費のほか、補助事業採択による経費、災害復旧事業経費などについて追加しようとするものであります。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで1億4,300万8,000円を、第16款県支出金ではコメ新市場開拓等促進事業補助金などで500万円を、第20款繰越金で前年度繰越金7,289万2,000円を、第21款諸収入ではプレミアム商品券販売収入などで1億100万円を、第22款市債では農地農業施設災害復旧事業債などで1億8,140万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で戸籍住民基本台帳経費100万円を、第3款民生費では福祉施設及び介護施設などに係る電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費などで4,756万3,000円を、第4款衛生費で新エネルギー推進事業経費1,100万円を、第5款労働費で労働諸費一般経費200万円

を、第6款農林水産業費では稲作経営緊急支援事業補助金などに係る電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費などで6,190万6,000円を、第7款商工費ではプレミアム商品券事業などに係る電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費などで1億5,301万5,000円を、第8款土木費では除雪対策経費などで3,135万円を、第10款教育費で文化芸術振興経費645万円を、第11款災害復旧費では農地農業施設災害復旧費などで1億8,902万2,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、地方債の補正は、道路橋りょう債及び災害復旧事業債の限度額を変更しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。それでは、11ページ、歳出の関係ですけれども、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費というのが福祉課、介護高齢課など5つの課でしょうか、5つの課で7項目あるのですけれども、共通の支援経費ということだと思えるのですけれども、中身がさっぱり分かりませんので、ちょっとそれぞれどういう中身なのかというのを説明していただくとありがたいなと思うのですが、いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（太田秀哉君） 最初に、3款1項1目社会福祉総務費における当該事業の部分になりますが、こちらにつきましては、障がい者の方が通所される施設等につきまして、その運営に係る部分の補助並びに食費負担のほうに利用者の方に負担が及ばぬよう、1食当たりの金額を補助しようとするものでございます。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） 内容につきましては、先ほど福祉課長が話された内容になります。各介護事業所、市内123事業所ありますが、事業所当たり一律2万円に、あと食事を提供している事業所については食料費のほうを支援しております。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（山田昌実君） 3款2項1目の負担金、補助金のほうです。こども課所管の分でありまして。こちらにつきましては、幼稚園等給食費助成金ということでありまして、指定管理、民間の私立幼稚園等の給食費が高騰しておりますので、そちらの高騰分について、安心・安全な給食水準の維持をするために補助をするものでございます。

○議長（三田敏秋君） 以上かな。あと所管はないかな。

農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 農林水産課所管の6款のものにつきましては、昨年度に引き続き実施するものでありまして、稲作経営体並びに畑作を営んでいる方、面積当たりの支援となりま

す。

あと、4目の畜産業費につきましては、畜産農家に対する支援、昨年と同様の内容での支援になります。

あと、3項2目の水産業振興費については、漁業者が出荷する際に使用しております魚箱に対する差額分の支援となっております。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（富樫 充君） 地域経済振興課の7款1項2目の、市長の提案にありましたが、プレミアム商品券の交付金によるものでありまして、額面総額1億円のを今2万セット販売することで計画しておるものであります。

それから、もう一つ、省エネルギー事業緊急支援補助金につきましては、事業者に対して省エネルギー設備の導入に係る補助金のほうを計画しておるものでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございますと言いたいところなのですが、なかなかよく分からないので、できれば説明資料等が頂ければよかったかなというふうに思います。各委員会での審議をまた傍聴させていただきながら、中身確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

もう一点、同じ11ページの児童福祉費の児童措置費の中の工事請負費で保育園の運営経費、工事請負費が1,399万2,000円で、全額一般財源になっていきますので、その辺は、財源の絡みも含めてどういった中身の、工事請負費の中身について教えていただければなと思います。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（山田昌実君） 保育園運営経費の工事請負費であります。中身につきましてご説明いたします。

1つは、向ヶ丘保育園の調理室のエコキュート、これの更新工事が1点。それから、もう一つにつきましては、山北そらいろ保育園の床暖房の修繕工事、こちらのほうが1件ということになっております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 了解しました。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第82号については、令和5年度一般会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算決算常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、13日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時59分 散 会